

玉村町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 36,904	千円 9,982,249	千円 584,985	千円 1,861,201	% 18.6	% 17.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

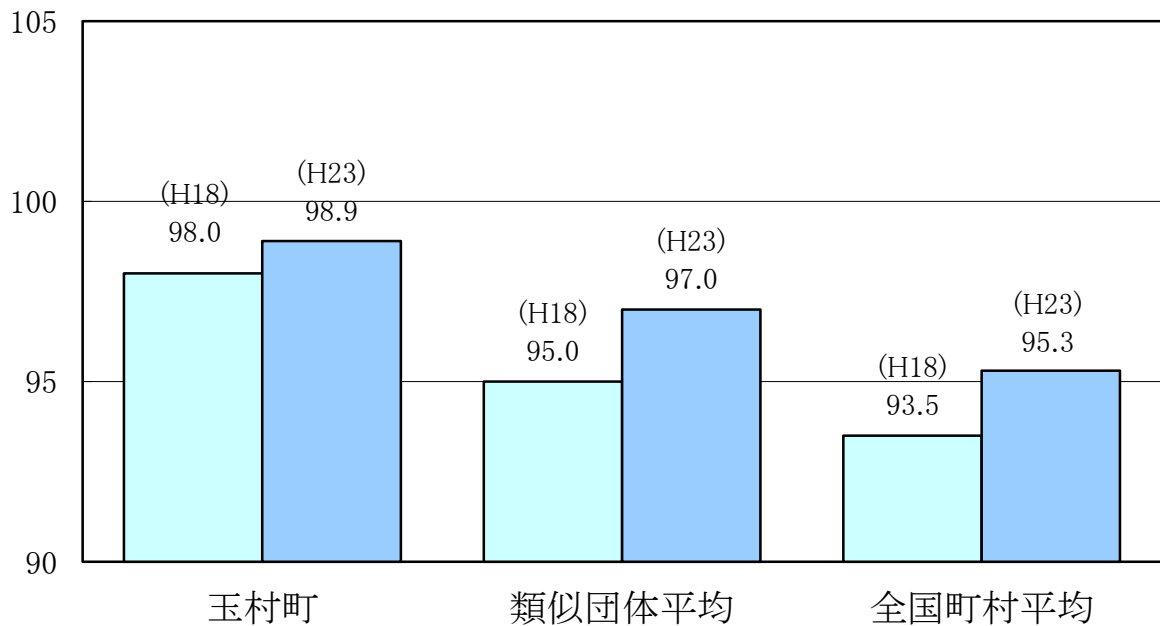
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 218	千円 811,279	千円 107,774	千円 288,270	千円 1,207,323	千円 5,538	千円 5,832

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
玉村町	41.1 歳	324,282 円	373,217 円	356,659 円
群馬県	43.7 歳	348,770 円	424,554 円	381,492 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	42.9 歳	324,842 円	392,010 円	357,132 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間（県人事委員会調査）		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	職種名	平均年齢	平均給与月額 (B)
玉村町	49.7 歳	11 人	334,838 円	349,846 円	347,093 円			
うち調理員	49.3 歳	10 人	332,848 円	347,328 円	345,028 円			
群馬県	48.9 歳	164 人	328,067 円	365,808 円	352,332 円	運転手	54.7歳	252,929 円
国	49.5 歳	3689 人	283,862 円	—	321,662 円			
類似団体	48.7 歳	人	290,487 円	318,629 円	307,572 円			

区 分	民 間（賃金構造基本統計調査）						
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	(参 考) 年収ベース(試算値)の比較		
					公務員 (D)	民間 (E)	D/E
調理員	調理士	42.1 歳	254,800 円	1.36	5,730,723 円	3,417,400 円	1.68

※ 民間データは、県人事委員会民間事業者データ及び賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成20～22年の3ヵ年平均)を使用している。(県人事委員会調査においては、類似職種がないため参考データとして掲示)

※ 技能労務職の職種と区分の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。(賃金構造基本統計調査においては、短時間労働者を含む)

※ 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
玉村町	38.5 歳	305,146 円	324,521 円
群馬県	44.5 歳	388,463 円	431,934 円
類似団体	41.4 歳	306,945 円	332,091 円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		玉 村 町	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	177,300 円	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	143,400 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	139,000 円	—
	中 学 卒	—	—	—
幼稚園教育職	大 学 卒	172,200 円	—	—
	高 校 卒	144,500 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年
一般行政職	大 学 卒	285,117 円	336,795 円	369,978 円
	高 校 卒	246,300 円	298,175 円	313,000 円

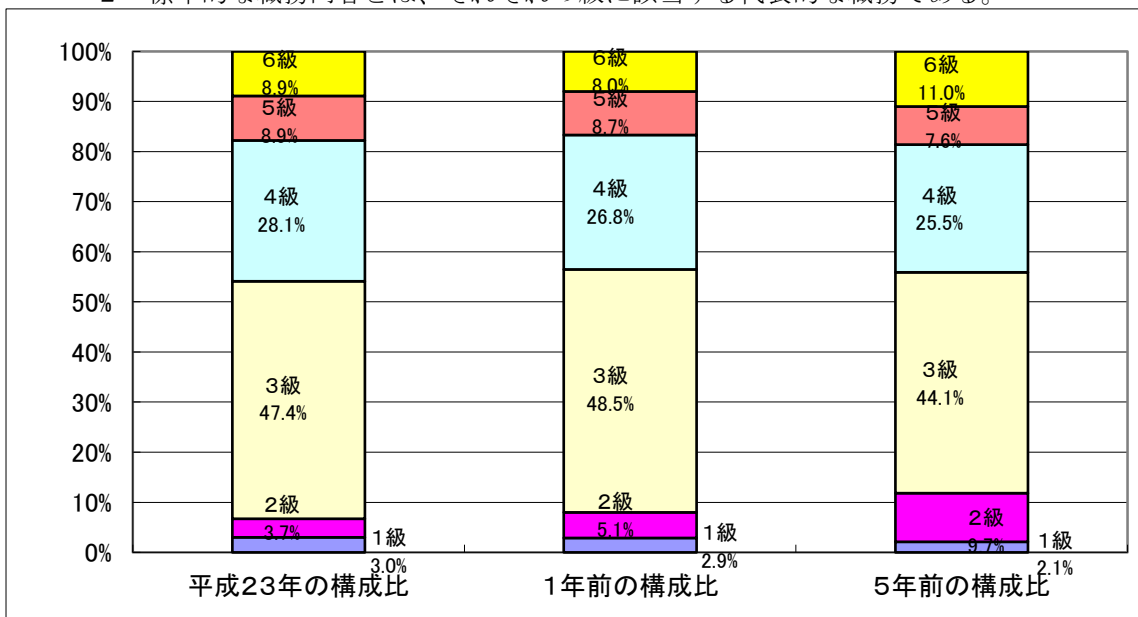
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事又はこれに相当する職の職務	4 人	3.0 %
2 級	主任又はこれに相当する職の職務	5 人	3.7 %
3 級	主査又はこれに相当する職の職務	64 人	47.4 %
4 級	係長、係長代理又はこれに相当する職の職務	38 人	28.1 %
5 級	課長補佐、室長又はこれに相当する職の職務	12 人	8.9 %
6 級	課長又はこれに相当する職の職務	12 人	8.9 %

(注) 1 玉村町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

なし

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玉 村 町	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,350 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,677 千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

玉 村 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
(退職時特別昇給 無)	
1人当たり平均支給額 15,168 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		210 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		105 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
群馬県のうち前橋市 高崎市	3 %	2 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫、行旅病死業務手当	感染症等防疫、行旅病死人の作業に従事した職員	感染症等防疫及び行旅病死人の作業	1日当たり5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	33,212 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	140 千円
支給実績(21年度決算)	39,732 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	164 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者のいない職員の扶養親族 うち1人・・・11,000円 配偶者以外の扶養親族・・・6,500円 16歳から22歳までの子・・・5,000円加算	同じ		18,224 千円	195,962 円
住居手当	借家の場合(月額12,000円を超える家賃の支払者) 最高支給限度額・・・27,000円	同じ		10,977 千円	288,855 円
通勤手当	自動車などの交通用具の使用者の場合 ・通勤距離により、24,500円/月を限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円/月限度)	同じ		6,898 千円	41,060 円
管理職手当(係長等手当含む)	役職により、定額を支給 1種 課長職 62,900円/月 2種 室長職 54,800円/月 3種 課長補佐職 49,800円/月 4種 係長職 39,900円/月	同じ		44,429 千円	541,822 円
宿日直手当	1回につき4,200円(5時間未満の場合は2,100円)	同じ		1,012 千円	7,727 円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	725,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	()	()	909,000	円/	76,700 円
	副市町村長	612,000	円	750,000	円/	311,500 円
報 酬	収入役	()	()		円/	円
	()	()	()	499,000	円/	227,000 円
	議 長	324,000	円	430,000	円/	182,000 円
報 酬	副 議 長	266,000	円	400,000	円/	157,000 円
	議 員	242,000	円			
	()	()	()			
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(平成22年度支給割合) 3.90		月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成22年度支給割合) 3.90		月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市町村長 収入役	725千円×在職年数×520/100	15,080千円	任期毎	任期毎	
備 考		612千円×在職年数×300/100	7,344千円			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

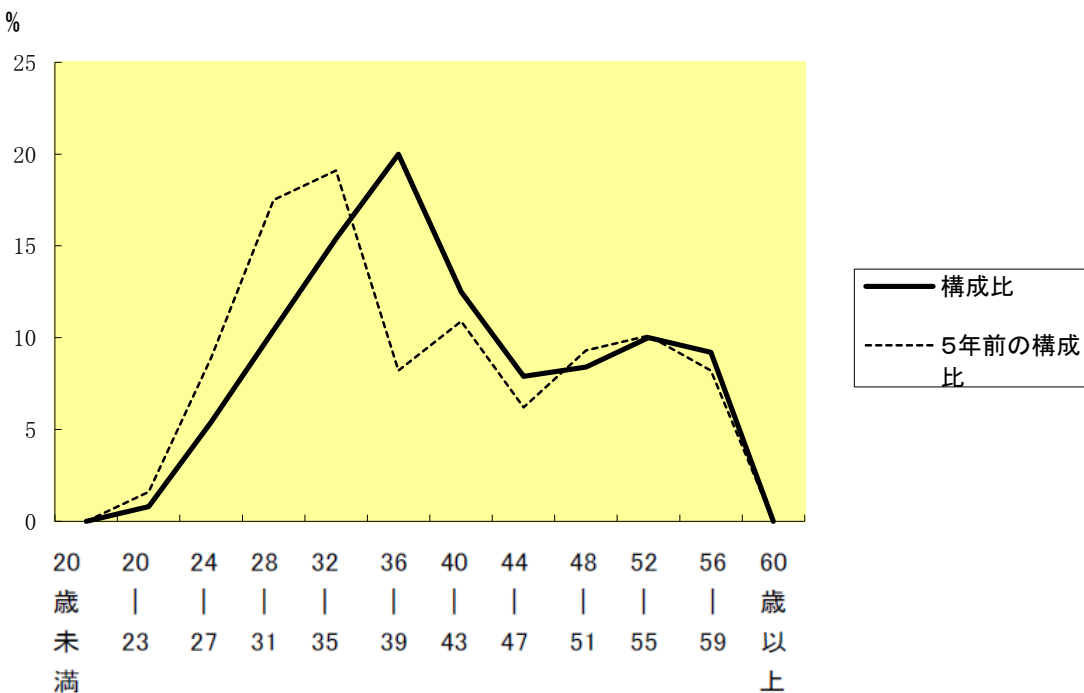
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3		総合計画の改定事務の終了 保育士の補充による増
		総務	44	43	▲1	
		税務	19	19		
		民生	63	65	2	
		衛生	13	13		
労働		1	1			
農林水産		8	8			
商工		3	3			
土木	14	14				
	計	168	169	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 45.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 50.35 人)	
	教育部門	51	49	▲2	用務員業務の退職不補充、業務の効率化	
	消防部門					
	小 計	219	218	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.07 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.32 人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水道	5	5		後期高齢者医療広域連合への派遣終了
		下水道	4	4		
		その他	15	14	▲1	
		小 計	24	23	▲1	
合 計		243 [245]	241 [245]	▲2 [▲6]	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.30 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	13人	25人	37人	48人	30人	19人	20人	24人	22人	0人	240人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	177	173	170	170	168	169	▲8 (▲4.5%)
教育	54	52	54	53	51	49	▲5 (▲9.3%)
消防							
普通会計計	231	225	224	223	219	218	▲13 (▲5.6%)
公営企業等会計計	27	27	27	26	24	23	▲4 (▲14.8%)
総合計	258	252	251	249	243	241	▲17 (▲6.6%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 510,219	千円 63,574	千円 29,658	% 5.8	% 6.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 5	千円 17,002	千円 1,362	千円 6,060	千円 24,424	千円 4,885	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
玉 村 町	41.0 歳	338,705 円	503,970 円
団 体 平 均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玉 村 町(企業職)		玉 村 町(企業職を除く全職種)	
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,401 千円		1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,350 千円	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(平成21年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

玉 村 町(企業職)			玉 村 町(企業職を除く全職種)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(平成22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
群馬県のうち前橋市 高崎市	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(平成22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫、行旅病死業務手当	感染症等防疫、行旅病死人の作業に従事した職員	感染症等防疫及び行旅病死人の作業	1日当たり5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	178 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	36 千円
支給実績(21年度決算)	199 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	40 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者のいない職員の扶養親族 うち1人・・・11,000円 配偶者以外の扶養親族・・・6,500円 16歳から22歳までの子・・・5,000円加算	同じ		195 千円	97,500 円
住居手当	借家の場合(月額12,000円を超える家賃の支払者) 最高支給限度額・・・27,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	自動車などの交通用具の使用 者の場合 ・通勤距離により、24,500円/月を限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円/月限度)	同じ		133 千円	26,640 円
管理職手当(係長等手当含む)	役職により、定額を支給 1種 課長職 62,900円/月 2種 室長職 54,800円/月 3種 課長補佐職 49,800円/月 4種 係長職 39,900円/月	同じ		856 千円	428,100 円